

●香川県告示第40号

平成3年香川県告示第38号（児童福祉法施行細則の規定による徴収金の額に係る知事が定める基準）の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から施行し、改正後の規定は、同月分以後に係る費用徴収について適用する。ただし、この告示の施行の際現に入所又は入院している措置児童等の扶養義務者から徴収する費用の額について、改正後の基準に基づき算定した徴収基準額が、改正前の基準に基づき算定した徴収基準額を超えるときは、改正前の基準に基づき算定した徴収基準額によるものとする。

令和元年6月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>2 入所等の措置等に要する費用の徴収基準</p> <p>(1) <u>法第22条第1項、第23条第1項本文、第27条第1項第3号（障害児入所施設への入所措置を除く。）</u>又は第33条の6第1項に規定する措置等に要する費用について、納入義務者から徴収する費用の額は、当該措置児童等及び当該措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホーム（法第6条の3第1項に規定する事業を行う住居をいう。以下同じ。）の入所児童の扶養義務者を除く。）の前年分の所得税額等に応じ、別表第2により算定した額とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>法第27条第1項第3号（障害児入所施設への入所措置に限る。）</u>又は同条第2項に規定する措置等に要する費用について、納入義務者から徴収する費用の額は、<u>当該措置児童等及び当該措置児童等の属する世帯の扶養義務者の前年分の市町村民税額等</u>に応じ、別表第4により算定した額とする。</p>	<p>2 入所等の措置等に要する費用の徴収基準</p> <p>(1) 法第22条第1項、第23条第1項本文、第27条第1項第3号、<u>同条第2項</u>又は第33条の6第1項に規定する措置等に要する費用について、納入義務者から徴収する費用の額は、当該措置児童等及び当該措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホーム（法第6条の3第1項に規定する事業を行う住居をいう。以下同じ。）の入所児童の扶養義務者を除く。）の前年分の所得税額等に応じ、別表第2により算定した額とする。</p> <p>(2) 略</p>												
<p>別表第2（2の(1)関係）</p> <table border="1" data-bbox="179 1117 1064 1452"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用徴収基準</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">税額等による階層区分</th> <th>徴収基準額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>入所施設（障害児入所施設を除く。）</u></td> <td>母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部及び自立援助ホーム</td> </tr> </tbody> </table>	費用徴収基準		税額等による階層区分	徴収基準額（月額）	<u>入所施設（障害児入所施設を除く。）</u>	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部及び自立援助ホーム	<p>別表第2（2の(1)関係）</p> <table border="1" data-bbox="1176 1117 2049 1452"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用徴収基準</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">税額等による階層区分</th> <th>徴収基準額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入所施設</td> <td>母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部及び自立援助ホーム</td> </tr> </tbody> </table>	費用徴収基準		税額等による階層区分	徴収基準額（月額）	入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部及び自立援助ホーム
費用徴収基準													
税額等による階層区分	徴収基準額（月額）												
	<u>入所施設（障害児入所施設を除く。）</u>	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部及び自立援助ホーム											
費用徴収基準													
税額等による階層区分	徴収基準額（月額）												
	入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部及び自立援助ホーム											

略

備考

1・2 略

3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム（法第6条の3第8項に規定する事業を行う住居をいう。以下同じ。）及び里親をいう。

4・5 略

6 同一世帯から2人以上の児童等が、同時に別表第2又は別表第4の適用を受けている場合は、当該月の徴収基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、当該施設のこの表の徴収基準額に0.1を乗じて得た額を当該児童等の徴収する費用の額とする。

ただし、児童の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の3の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合は、児童の属する世帯に係る徴収する費用の額は、「児童入所施設に係る徴収基準額+児童入所施設に係る徴収基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数-1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収基準額が全額徴収又は日割りであること若しくはこの表に定める児童自立支援施設通所部及び児童心理治療施設通所部の徴収基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の29に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設（法第6条の2の2第3項の指定発達支援医療機関、法第21条の5の15第1項の障害児通所支援事業所又は法第42条の障害児入所施設をいう。以下同じ。）の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収する費用の額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収する費用の額は0円とする。なお、ここでいう「児童入所施設」とは児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をい

略

備考

1・2 略

3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設、指定発達支援医療機関（入所に限る。）、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム（法第6条の3第8項に規定する事業を行う住居をいう。以下同じ。）及び里親をいう。

4・5 略

6 同一世帯から2人以上の児童等が、同時にこの表の適用を受けている場合は、当該月の徴収基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、当該施設のこの表の徴収基準額に0.1を乗じて得た額を当該児童等の徴収する費用の額とする。

ただし、児童の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合は、児童の属する世帯に係る徴収する費用の額は、「児童入所施設に係る徴収基準額+児童入所施設に係る徴収基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数-1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収基準額が全額徴収又は日割りであること若しくはこの表に定める児童自立支援施設通所部及び児童心理治療施設通所部の徴収基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の29に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設（法第6条の2の2第3項の指定発達支援医療機関、法第21条の5の15第1項の障害児通所支援事業所又は法第42条の障害児入所施設をいう。以下同じ。）の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収する費用の額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収する費用の額は0円とする。なお、ここでいう「児童入所施設」とは児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をい

う。
7・8 略

別表第4 (2の(3)関係)

費用徴収基準

税額等による階層区分		徴収基準額 (月額)	
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)及び中 国残留邦人等の円滑な帰国の 促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法律によ る支援給付受給世帯	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市 町村民税非課税世帯	2,200	
C	A階層を除き当該年度分の市 町村民税の課税世帯であって、 その市町村民税の額が均等割 の額のみ在世帯 (所得割の額 のない世帯)	4,500	
D 1	A階層を除き	12,000円以下	6,600
D 2	当該年度分の 市町村民税の	12,001～ 30,000	9,000
D 3	課税世帯であ って、その市	30,001～ 60,000	13,500
D 4	町村民税所得 割の額の区分	60,001～ 96,000	18,700
D 5	が次の区分に 該当する世帯	96,001～ 189,000	29,000
D 6		189,001～ 277,000	その月のその措置児童等に係 る措置費等の支弁額 (全額徴 収。ただし、その額が41,200 円を超えるときは41,200円と

う。
7・8 略

		する。)
D 7	277,001～ 348,000	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)
D 8	348,001～ 465,000	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)
D 9	465,001～ 594,000	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)
D10	594,001～ 716,000	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)
D11	716,001～ 864,000	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)
D12	864,001～ 1,056,000	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)
D13	1,056,001～ 1,238,000	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が

		166,600円を超えるときは 166,600円とする。)
D14	1,238,001～ 1,439,000	その月のその措置児童等に係 る措置費等の支弁額（全額徴 収。ただし、その額が 191,200円を超えるときは 191,200円とする。)
D15	1,439,001円 以上	その月のその措置児童等に係 る措置費等の支弁額（全額徴 収)

備考

1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住

所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は0円とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

3 徴収する費用の額は、月額により決定するものとし、徴収する費用の額が当該月における当該措置児童等に係る措置費の支弁額の額を超える場合は、この表にかかわらず、当該支弁額とする。（措置費の支弁額は、次の算式(1)により算定した額とする。ただし、月の途中で措置を採り、解除し、又は停止した場合は、次の算式(2)により算定した額とする。）

算式(1)

事務費の月額保護単価（民間施設給与等改善費、知的障害児自活訓練事業加算費及び入所児童処遇特別加算費の単価を除く。算式(2)において同じ。）＋事業費の各費目の当該月の当該措置児童等につき支弁した額

算式(2)

〔(事務費の月額保護単価＋事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額) ÷ 当該月の実日数〕 × 当該月の措置児童等在籍日数＋月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額（円未満の端数が生じた段階で切捨て）

4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合は、この表にかかわらず、当該世帯に係る徴収する費用の額は0円とする。

(1) 単身世帯（扶養義務者のいない世帯をいう。自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）

(2) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）

(3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第21条の5の3の規定により障害児通所支援を受ける児童、法第24条の2の規定により障害児入所支援を受ける児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯（次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。）

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) その他の世帯（保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると知事が認めた世帯をいう。）

5 同一世帯から2人以上の児童等が、同時に別表第2又は別表第4の適用を受けている場合は、当該月の徴収基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、当該施設のこの表の徴収基準額に0.1を乗じて得た額を当該児童等の徴収する費用の額とする。

ただし、児童の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の3の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されてい

る場合は、児童の属する世帯に係る徴収する費用の額は、「児童入所施設に係る徴収基準額＋児童入所施設に係る徴収基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは別表第2に定める児童自立支援施設通所部及び児童心理治療施設通所部の徴収基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の29に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設（法第6条の2の2第3項の指定発達支援医療機関、法第21条の5の15第1項の障害児通所支援事業所又は法第42条の障害児入所施設をいう。以下同じ。）の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収する費用の額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収する費用の額は0円とする。なお、ここでいう「児童入所施設」とは児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。